

令和6年3月12日
相双地方振興局
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可取消について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

(1) 氏名 株式会社畑田工業（法人番号380001029551）

代表取締役 畑田 友紀

(2) 住所 福島県相馬市中野字北川原70番地

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第14条第1項）の取消し

3 処分の理由等

令和5年12月27日に福島地方裁判所相馬支部が1の者に係る破産手続を開始した。

このことにより、同社は法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ロ（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者））の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和6年3月12日